

神 奈 川 労 働 局 発 表
平成 25 年 11 月 19 日(火)

平成 25 年 11 月 19 日

【照会先】

神 奈 川 労 働 局
職 業 安 定 部 職 業 対 策 課
課 長 阿 部 正 和
課長補佐 吉岡 恵子
地方障害者雇用担当官 阿部 賢一
電話 045 - 650 - 2817
(内線) 320、324

平成 25 年 障害者雇用状況の集計結果

神奈川県労働局（以下、「当局」という。）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける平成 25 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「同法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者および精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、集計したものです。

なお、法定雇用率は、平成 25 年 4 月 1 日に改定されています。（民間企業の場合は、1.8%→2.0%）。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は 16,541.5 人、対前年 6.3%（985.5 人）増加
- ・実雇用率は 1.68%、対前年比 0.05 ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は 40.0%（前年比 5.1 ポイント低下）

<公的機関>（同 2.3%、県の教育委員会は 2.2%）※（ ）は前年の値

○実雇用率は対前年で上回る。

- ・県 の 機 関：雇用障害者数 334.5 人（338.0 人）、実雇用率 3.15%（3.12%）
- ・市町村等の機関：雇用障害者数 1,682.0 人（1665.5 人）、実雇用率 2.18%（2.16%）
- ・県の教育委員会：雇用障害者数 492.0 人（448.0 人）、実雇用率 2.20%（2.01%）

<地方独立行政法人等>（同 2.3%）※（ ）は前年の値

- ・雇用障害者数 76.0 人（87.0 人）、実雇用率 1.73%（2.03%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率 2.0%）に雇用されている障害者の数は 16,541.5 人で、前年より 6.3%（985.5 人）増加し、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は 11,856.0 人（対前年比 3.4%増）、知的障害者は 3,567.0 人（対前年比 11.3%増）、精神障害者は 1,118.5 人（対前年比 26.0%増）であった。
- ・実雇用率は、2年連続で過去最高の 1.68%（前年は 1.63%）であった。また、法定雇用率達成企業の割合は 40.0%（同 45.1%）であった。

[総括表 1、グラフ（1）、詳細表 1（1）]

○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった 50～56 人未満規模企業では 130.0 人、56～100 人未満規模企業で 1491.0 人、100～300 人未満で 3,500 人、300～500 人未満で 1,752.5 人、500～1,000 人未満で 2,284.5 人、1,000 人以上で 7,383.5 人と全ての規模の区分で前年より増加した。
- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.68%と比較すると、
→1,000 人以上規模企業（1.96%）、300～500 人未満規模企業（1.70%）、同 500～1,000 人未満（1.69%）については上回った。
→同 100～300 人未満（1.43%）、同 56～100 人未満（1.35%）、同 50～56 人未満（0.93%）については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、50～56 人未満規模企業が 25.7%、56～100 人未満規模企業が 39.6%、100～300 人未満が 42.9%、300～500 人未満が 42.4%、500～1,000 人未満が 35.2%、1,000 人以上が 40.1%と従前から報告対象であった全ての規模の区分で前年より低下した。

[グラフ（2）・（3）、詳細表 1（2）]

○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が 17.0 人、

「鉱業、採石業、砂利採取業」が2.0人、「建設業」が301.5人、「製造業」が5,611.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が16.0人、「情報通信業」が1,002.5人、「運輸業、郵便業」が1,119.5人、「卸売業、小売業」が2,565.0人、「金融業、保険業」が253.0人、「不動産業、物品賃貸業」が95.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が722.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が348.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が464.5人、「教育・学習支援業」が216.5人、「医療・福祉」が2,096.5人、「複合サービス事業」が129.5人、「サービス業」が1,581.5人と、「製造業」以外のすべての業種で前年よりも増加した。

- ・「製造業」(1.79%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(2.07%)「運輸業、郵便業」(1.73%)、「金融業、保険業」(1.75%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(1.72%)、「医療・福祉」(1.80%)、「複合サービス事業」(1.76%)、「サービス業」(1.70%)の8業種は、民間企業全体の実雇用率 1.68%を上回っている。

[グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成25年の法定雇用率未達成企業は2,446社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が63.9%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は61.8%となっている。

[詳細表1(4)]

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

県の機関に在職している障害者の数は334.5人で前年より1.0%(3.5人)減少しているものの、実雇用率は3.15%と前年に比べ0.03ポイント上昇した。
県の機関は全て達成。

[総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)]

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.3%)

市町村等の機関に在職している障害者の数は1,682.0人で前年より1.0%(16.5人)増加しており、実雇用率は2.18%と前年に比べ0.02ポイント上昇した。

35機関中19機関が達成。

[総括表2(2)、詳細表2(2)、4(3)]

(3) 県の教育委員会

2.2%の法定雇用率が適用される県の教育委員会に在職している障害者の数は492.0人で、実雇用率は2.20%であった。

[総括表2(3)、詳細表4(2)]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は76.0人で、実雇用率は1.73%であった。

5法人中1法人が達成。

[総括表3、詳細表3、4(4)]

平成25年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	983,890.5 人	16,541.5 人	1.68 %	1,631 / 4,077	40.0 %
	(953,844.5 人)	(15,556.0 人)	(1.63 %)	(1,657 / 3,673)	(45.1 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の機関	10,611.0 人	334.5 人	3.15 %	4 / 4	100.0 %
	(10,829.0 人)	(338.0 人)	(3.12 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	77,019.5 人	1,682.0 人	2.18 %	19 / 35	54.3 %
	(77,020.5 人)	(1,665.5 人)	(2.16 %)	(27 / 35)	(77.1 %)

(3) 法定雇用率2.2%が適用される県の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	22,327.5 人	492.0 人	2.20 %	1 / 1	100.0 %
	(22,278.5 人)	(448.0 人)	(2.01 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

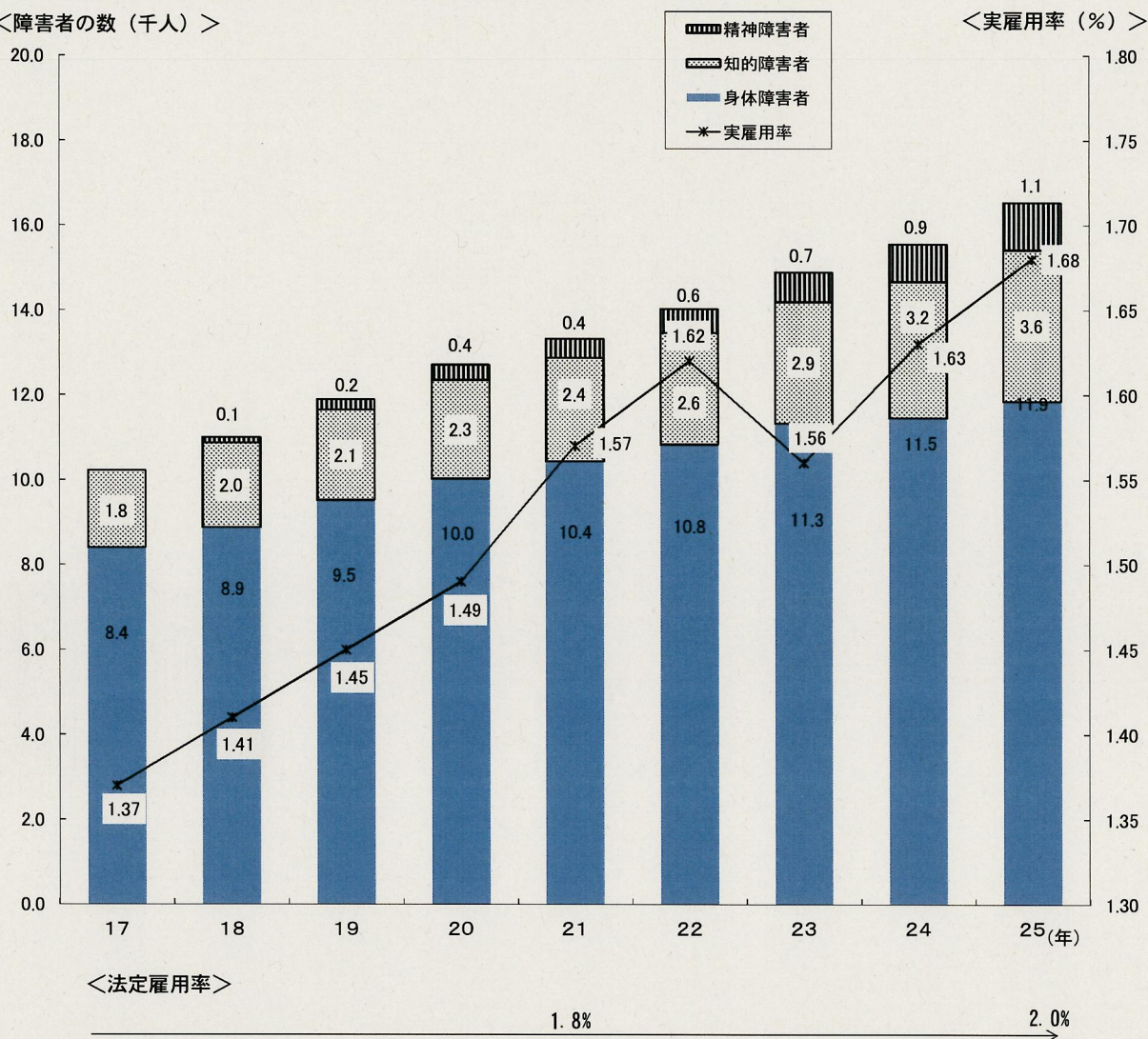
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	4,389.0 人	76.0 人	1.73 %	1 / 5	20.0 %
	(4,285.0 人)	(87.0 人)	(2.03 %)	(4 / 5)	(80.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況 (グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

＜障害者の数（千人）＞



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

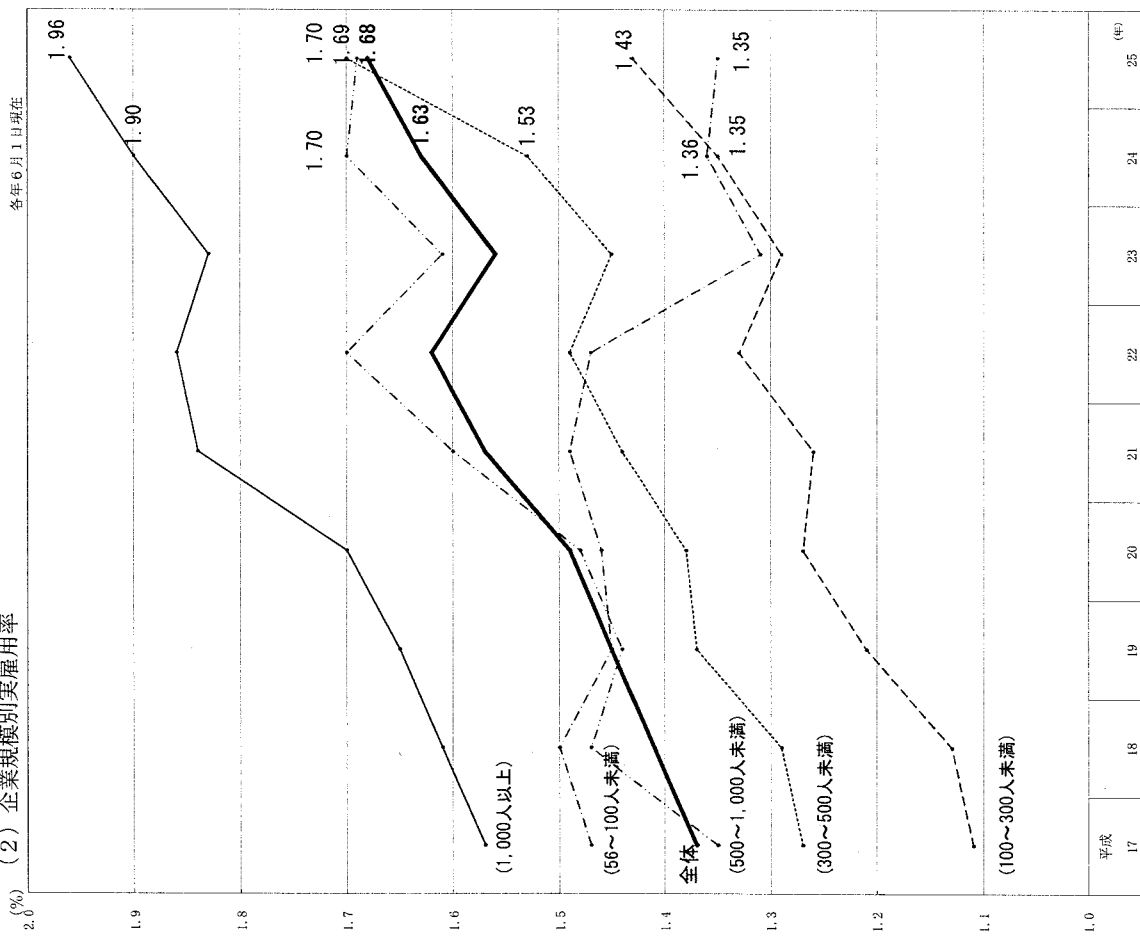
平成18年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降

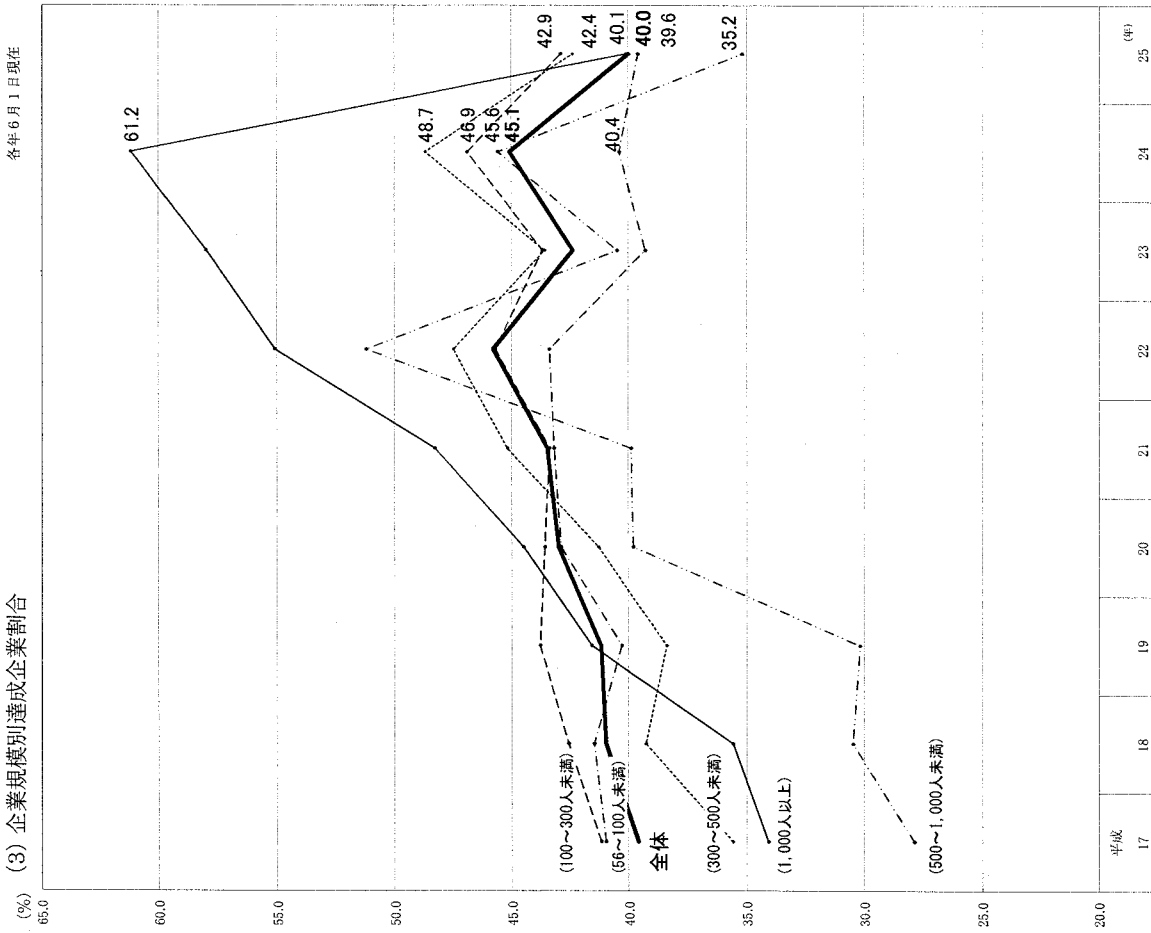
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

(2) 企業規模別実雇用率



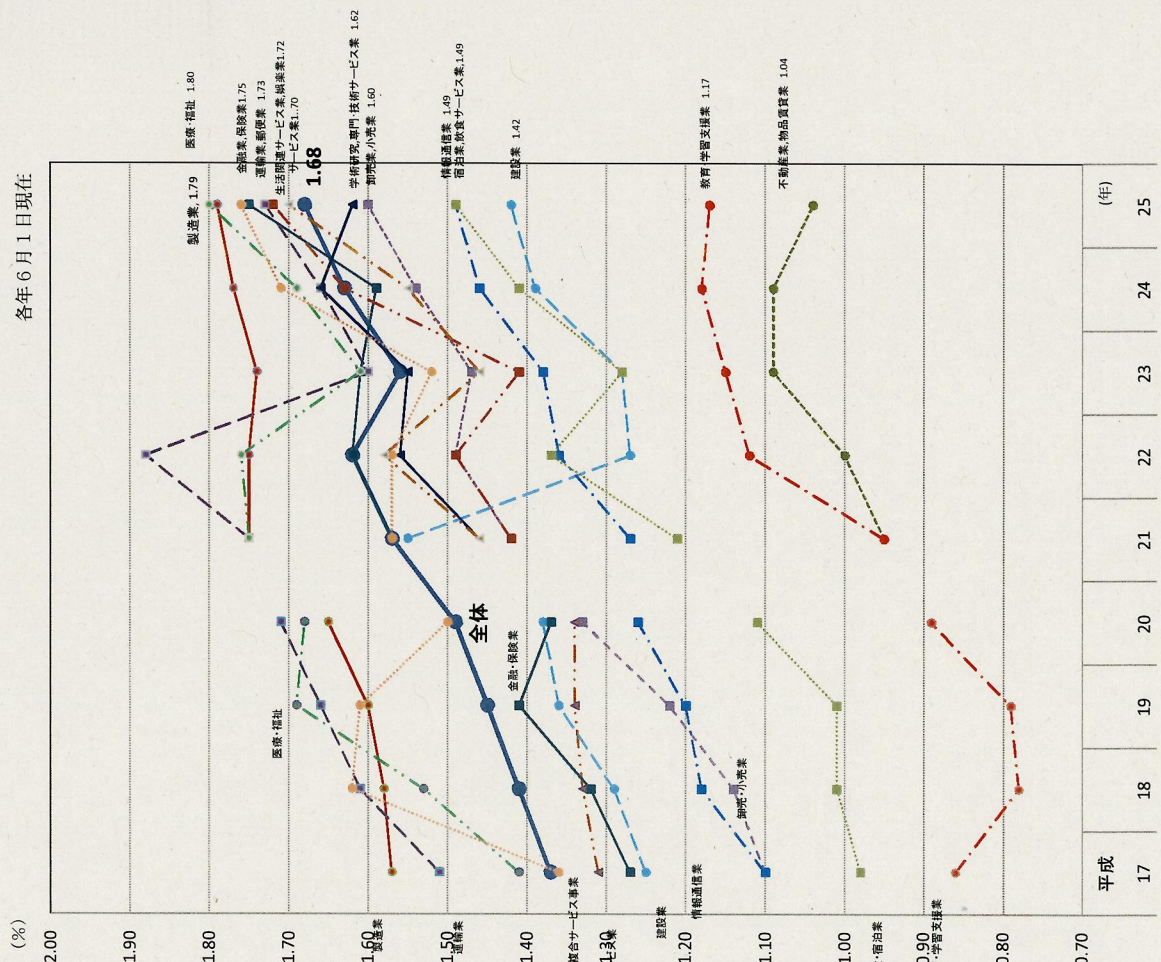
※25年に新たに対象となった50~59人未満規模企業は0.93%

(3) 企業規模別達成企業割合

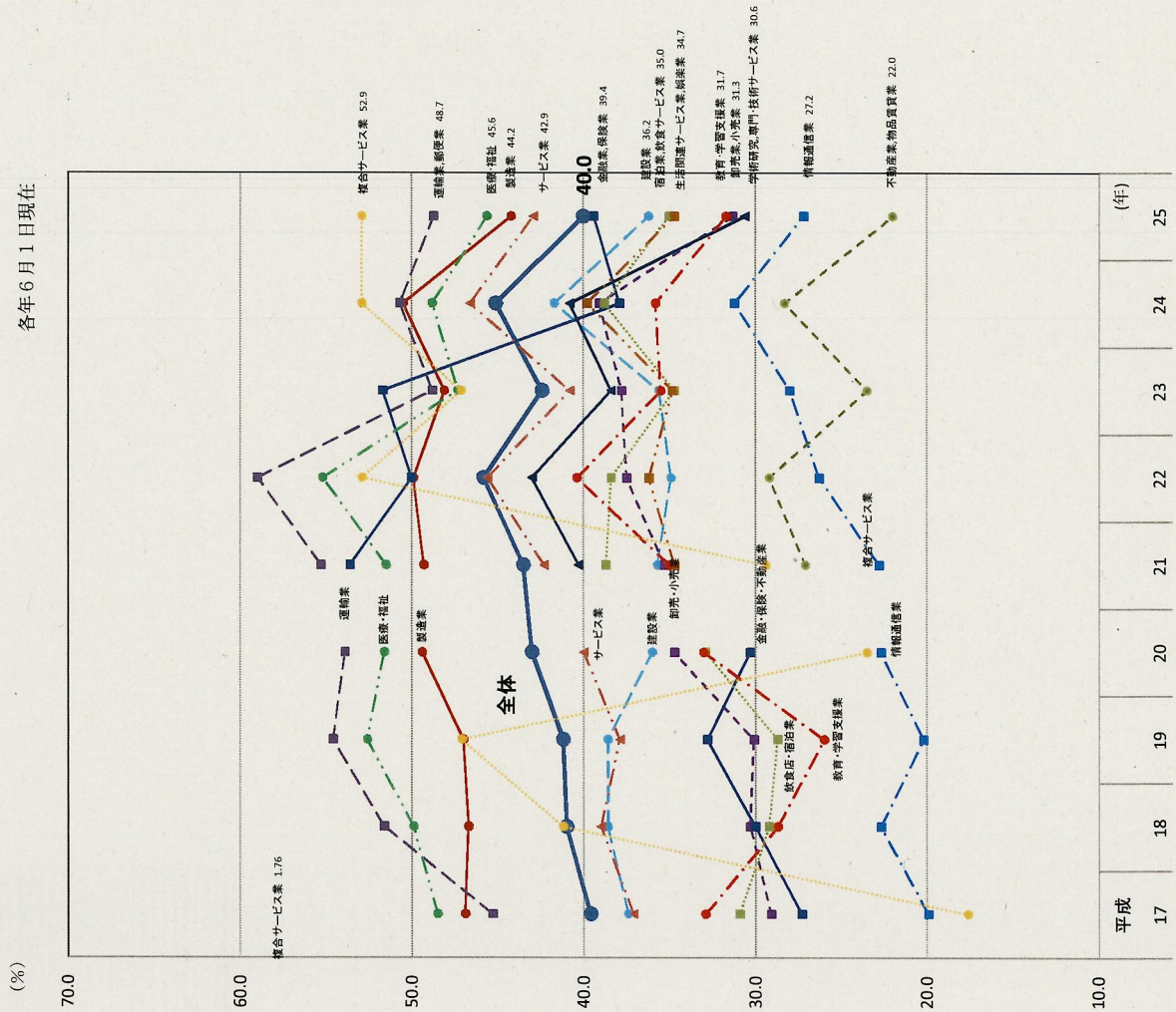


※25年に新たに対象となった50~59人未満規模企業は25.7%

(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、労働者数が1千人に満たない農、林、漁業、鉱業、採石業、
 砂利採取業及び電気・ガス・熱供給・水道業は除いている。
 2 平成21年より産業分類が変更になっていく。

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|-------|--|
| ○ 民間企業 | | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 一般の民間企業 2. 0 %
 (50人以上規模の企業)
 特殊法人等 2. 3 %
 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin: 0 5px;"> 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等 </div> </div> </div> |
| | | |
| ○ 国、地方公共団体 | | 2. 3 %
(43.5人以上規模の機関) |
| | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | 2. 2 %
(45.5人以上規模の機関) |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

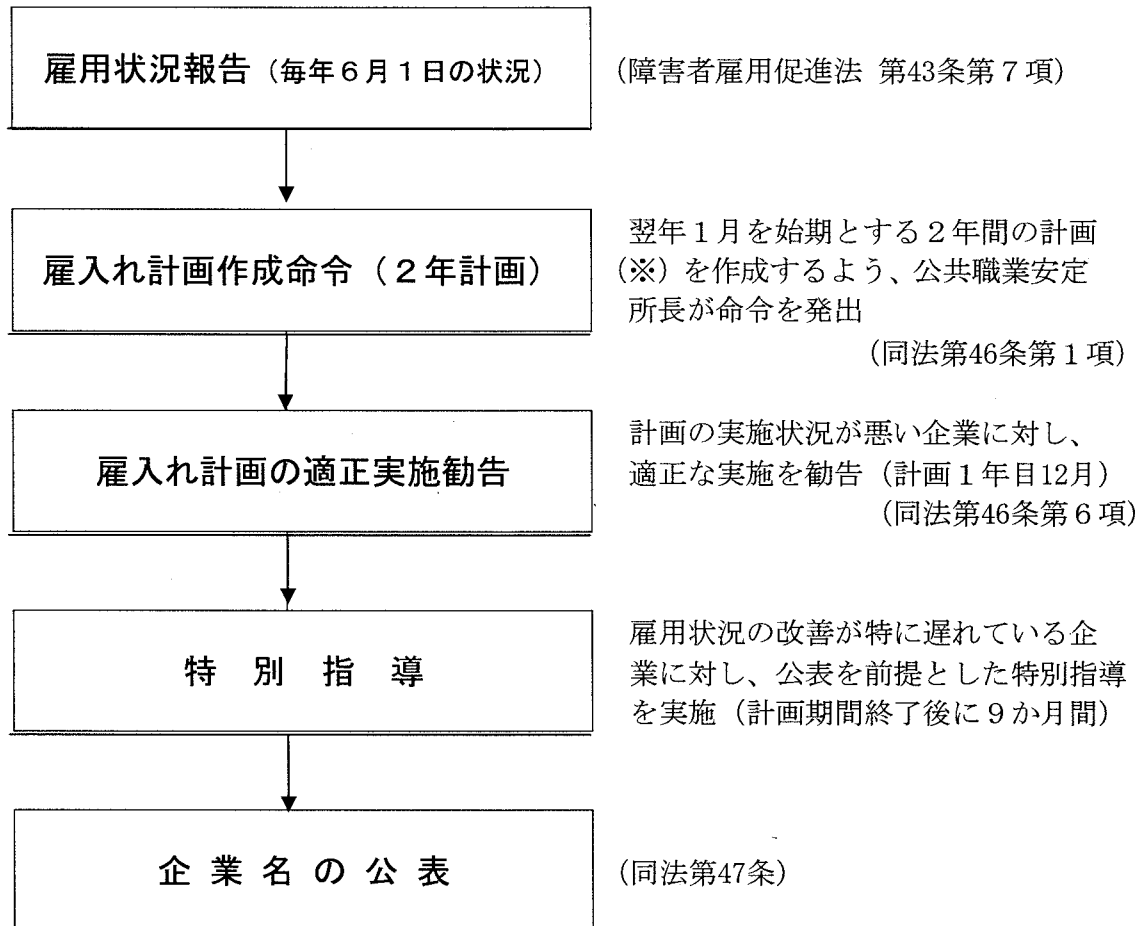
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成24年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 15社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 27社
 - * 「特別指導」の実施 3社
- 雇入れ計画を実施中の企業 101（24年度末現在）
- 企業名の公表
 - 平成21年度 1社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成25年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.0%）	
(1)	概況	11
(2)	企業規模別の雇用状況	12
(3)	産業別の雇用状況	13
(4)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	17
2	地方公共団体における在職状況	
(1)	県の機関（法定雇用率 2.3%）	18
(2)	市町村等の機関（法定雇用率 2.3%）	19
3	地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.3%）	20
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	県の機関の状況（法定雇用率 2.3%）	21
(2)	県教育委員会の状況（法定雇用率 2.2%）	21
(3)	市町村等の機関の状況（法定雇用率 2.3%）	22
(4)	地方独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.3%）	23

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

(1) 概況

① 概況

① 区分	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者	C. 重度身体障害者及び知的障害者	D. 重度身体障害者及び知的障害者			
民間企業	企業 4,077 (3,673)	人 4,080 (3,932)	人 483 (422)	人 7,298 (6,835)	人 1,201 (870)	人 1,839.0 (1,726.0)	企業 1,631 (1,657)	% 40.0 (45.1)
				E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			

② 障害種別雇用状況

① 区分	② 障害者の数	③ 身体障害者の数				④ 知的障害者の数				⑤ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者	c. 重度知的障害者	d. 重度知的障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
民間企業	人 16,541.5 (15,556.0)	人 3,521 (3,420)	人 377 (327)	人 4,222 (4,133)	人 430 (329)	人 11,856.0 (11,464.5)	人 1,107.0 (1,028.0)	人 559 (512)	人 106 (95)	人 2,162 (1,963)	人 362 (244)	人 3,567.0 (3,204.0)	人 464.0 (449.5)
												人 914 (739)	人 409 (297)
												人 1,118.5 (887.5)	人 268.0 (248.5)

[1 (1) ①表の注]

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。（ ）内は平成24年6月1日現在の数値である。（D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ）なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- [1 (1) ②表の注]
- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の「障害者の数」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 （ ）内は平成24年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 被害者の数			④ 突発雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者である短時間 労働者	C. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害 者及び精神障 害者である短時間 労働者			
規模計	4,077	983,890.5	4,080	483	7,296	16,541.5	1,631	40.0
500人未満	3,673	953,844.5	3,692	422	6,635	15,556.0	1,657	45.1
500人未満	265	13,949.5	26	11	61	130.0	63	23.7
500人未満	1,532	110,763.5	319	53	738	1,491.0	607	39.6
500人未満	1,420	104,325.0	313	57	666	1,421.0	574	40.4
500人未満	1,612	244,968.5	759	147	1,650	3,500.0	692	42.9
500人未満	1,564	243,105.5	755	144	1,636	3,287.5	743	46.9
500人未満	288	103,034.0	408	61	813	1,752.5	122	42.4
500人未満	300	107,222.5	397	49	755	1,639.0	146	48.7
500人未満	213	135,095.5	591	59	966	2,284.5	75	35.2
500人未満	204	130,425.5	576	60	925	2,220.0	92	45.6
1,000人以上	167	376,089.5	1,977	152	3,070	7,383.5	67	40.1
	165	388,766.0	1,891	142	2,923	6,983.5	101	61.2

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者である短時間労働者
規模計	16,541.5 (15,556.0)	3,521 (3,420)	377 (327)	4,222 (4,133)	430 (329)	1,107.0 (1,028.0)	559 (512)	106 (95)	2,162 (1,963)	914 (739)	409 (297)	1,118.5 (887.5)
500人未満	130.0 (0.0)	24.0 (0.0)	4 (0)	32 (0)	2 (0)	85.0 (0)	2 (0)	7 (0)	23 (0)	6 (0)	5 (0)	8.5 (0)
500人未満	1,491.0 (1,421.0)	220 (219)	34 (28)	381 (355)	54 (38)	882.0 (840.0)	99 (94)	19 (29)	307 (280)	50 (51)	22 (28)	61.0 (65.0)
500人未満	3,500.0 (3,257.5)	666 (678)	111 (90)	1,053 (883)	142 (105)	2,604.0 (2,475.5)	73 (77)	36 (24)	427 (435)	173 (123)	88 (79)	217.0 (162.5)
500人未満	1,752.5 (1,639.0)	361 (354)	54 (39)	487 (506)	61 (43)	1,293.5 (1,274.5)	47 (43)	7 (10)	206 (156)	120 (91)	43 (23)	141.5 (102.5)
500人未満	2,284.5 (2,220.0)	518 (491)	51 (53)	569 (577)	52 (56)	1,702.0 (1,640.0)	73 (85)	8 (7)	252 (263)	125 (83)	56 (48)	153.0 (107.0)
1,000人以上	7,383.5 (6,988.5)	1,712 (1,678)	123 (117)	1,683 (1,715)	119 (87)	5,289.5 (5,231.5)	265 (213)	29 (25)	947 (822)	440 (391)	195 (119)	537.5 (450.5)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分			
産業計	企業 4,077 (3,673)	人 983,890.5 (953,844.5)	人 4,080 (3,932)	人 483 (422)	人 7,298 (6,835)	人 1,201 (870)	人 16,541.5 (15,556.0)	人 1,839.0 (1,726.0)	% 1.68 (1.63)	企業 1,631 (1,657)	% 40.0 (45.1)
農、林、漁業	企業 7 (6)	人 1,112.0 (1,092.0)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 11 (10)	人 0 (2)	人 17.0 (15.0)	人 3.0 (3.0)	% 1.53 (1.37)	企業 4 (5)	% 57.1 (83.3)
鉱業、採石業、 砂利採取業	3 (2)	207.0 (152.5)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	0.0 (0.0)	0.97 (0.66)	2 (1)	66.7 (50.0)
建設業	127 (103)	21,163.0 (19,692.0)	81 (73)	3 (3)	134 (122)	5 (5)	301.5 (273.5)	13.0 (26.0)	1.42 (1.39)	46 (43)	36.2 (41.7)
製造業	1,071 (987)	313,837.0 (320,163.5)	1,546 (1,596)	52 (47)	2,408 (2,384)	118 (94)	5,611.0 (5,670.0)	350.0 (340.5)	1.79 (1.77)	473 (498)	44.2 (50.5)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	5 (4)	773.5 (713.5)	4 (3)	1 (0)	7 (5)	0 (0)	16.0 (11.0)	2.0 (0.0)	2.07 (1.54)	4 (3)	80.0 (75.0)
情報通信業	243 (216)	67,478.0 (65,737.0)	270 (256)	6 (6)	451 (437)	11 (10)	1,002.5 (960.0)	107.5 (86.5)	1.49 (1.46)	66 (67)	27.2 (31.2)
運輸業、郵便業	398 (355)	64,710.0 (62,329.0)	251 (227)	39 (34)	545 (516)	67 (60)	1,119.5 (1,034.0)	101.5 (112.5)	1.73 (1.66)	194 (180)	48.7 (50.7)
卸売業、小売業	546 (504)	160,545.5 (149,375.5)	543 (510)	107 (81)	1,245 (1,104)	254 (188)	2,565.0 (2,299.0)	391.0 (331.5)	1.60 (1.54)	171 (197)	31.3 (39.1)
金融業、保険業	33 (29)	14,439.0 (14,140.5)	68 (60)	17 (13)	95 (89)	10 (7)	253.0 (225.5)	34.0 (22.0)	1.75 (1.59)	13 (11)	39.4 (37.9)
不動産業、 物品賃貸業	59 (46)	9,157.5 (7,351.5)	23 (22)	4 (1)	41 (31)	9 (8)	95.5 (80.0)	11.0 (11.6)	1.04 (1.09)	13 (13)	22.0 (28.3)
学術研究、専 門・技術サー ビス業	144 (130)	44,619.5 (42,970.0)	227 (232)	8 (9)	254 (238)	12 (4)	722.0 (713.0)	53.5 (49.0)	1.62 (1.66)	44 (53)	30.6 (40.8)
宿泊業、飲食 サービス業	123 (116)	23,338.5 (22,657.0)	63 (63)	14 (22)	181 (152)	54 (39)	348.0 (319.5)	40.5 (67.5)	1.49 (1.41)	43 (45)	35.0 (38.8)
生活関連サー ビス業、娯楽業	147 (133)	26,955.5 (25,311.0)	83 (81)	18 (16)	225 (204)	111 (62)	464.5 (413.0)	61.0 (80.5)	1.72 (1.63)	51 (53)	34.7 (39.8)
教育、学習支援業	123 (109)	18,546.5 (17,759.0)	55 (58)	6 (4)	93 (83)	15 (14)	216.5 (210.0)	28.0 (26.0)	1.17 (1.18)	39 (39)	31.7 (35.8)
医療、福祉	632 (565)	116,610.0 (107,231.5)	427 (381)	135 (120)	941 (810)	333 (246)	2,096.5 (1,815.0)	363.0 (326.0)	1.80 (1.69)	288 (276)	45.6 (48.8)
複合サービス事業	17 (17)	7,371.0 (7,443.5)	45 (44)	5 (3)	34 (35)	1 (2)	129.5 (127.0)	7.0 (17.5)	1.76 (1.71)	9 (9)	52.9 (52.9)
サービス業	399 (352)	93,027.0 (89,725.5)	391 (324)	68 (63)	631 (614)	201 (129)	1,581.5 (1,389.5)	273.0 (226.0)	1.70 (1.55)	171 (164)	42.9 (46.6)

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者 (15.558.0)	b. 重度身体障害者 以外で、重度以上の障害 を有する者 (3.420)	c. 重度以上の障害 を有する者 (4.222)	d. 重度以上の障害 を有する者 (377)	e. 身体障害者 以外で、重度以上の障害 を有する者 (4.133)	f. 身体障害者 以外で、重度以上の障害 を有する者 (430)	g. 身体障害者 以外で、重度以上の障害 を有する者 (11,856.0)	h. 身体障害者 以外で、重度以上の障害 を有する者 (1,107.0)	i. 重度以上の障害 を有する者 (512)	j. 重度以上の障害 を有する者 (106)	k. 重度以上の障害 を有する者 (2,162)	l. 重度以上の障害 を有する者 (362)	m. 精神障害者 (914)	n. 精神障害者 (738)	o. 精神障害者 (1,118.5)	p. 精神障害者 (289.0)
産業計	16,541.5 (15,558.0)	3,521 (3,420)	4,222 (4,133)	377 (327)	4,222 (4,133)	430 (329)	11,856.0 (11,484.5)	1,107.0 (1,028.0)	512 (512)	106 (95)	2,162 (1,983)	362 (244)	914 (738)	409 (287)	1,118.5 (887.5)	289.0 (248.5)
農、林、漁業	17.0 (15.0)	3 (2)	8 (8)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	14.0 (12.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0 (0)
鉱業、採石業、砂利採取業	2.0 (1.0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)
建設業	301.5 (273.5)	76 (73)	116 (112)	3 (3)	116 (112)	3 (2)	272.5 (262.0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	5 (3)	2 (2)	13 (7)	0 (1)	13.0 (7.5)	0 (0)
製造業	5,611.0 (5,670.0)	1,344 (1,405)	1,459 (1,511)	34 (33)	1,459 (1,511)	49 (45)	4,235.5 (4,378.5)	1,167.5 (1,113.0)	202 (191)	18 (14)	729 (705)	33 (24)	190 (165)	36 (25)	208.0 (180.5)	0 (0)
電気・ガス・熱供給・水道業	18.0 (11.0)	4 (3)	7 (5)	1 (0)	7 (5)	0 (0)	16.0 (11.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)
情報通信業	1,002.5 (980.0)	264 (249)	272 (254)	6 (6)	272 (254)	2 (4)	807.0 (780.0)	71.5 (78.5)	6 (7)	0 (0)	59 (62)	1 (1)	120 (121)	8 (5)	124.0 (123.5)	0 (0)
運輸業、郵便業	1,119.5 (1,034.0)	244 (218)	416 (408)	35 (31)	416 (408)	37 (38)	957.5 (891.0)	119.5 (109.5)	7 (8)	4 (3)	93 (83)	17 (11)	36 (27)	13 (13)	42.5 (33.5)	0 (0)
卸売業、小売業	2,505.0 (2,299.0)	410 (389)	515 (495)	82 (83)	515 (495)	77 (63)	1,455.5 (1,362.5)	862.0 (748.0)	133 (121)	25 (18)	540 (483)	62 (50)	190 (146)	115 (85)	247.5 (185.5)	0 (0)
金融業、保険業	253.0 (225.5)	68 (60)	81 (78)	17 (13)	81 (78)	6 (4)	237.0 (211.0)	7.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	7 (8)	4 (3)	9.0 (7.5)	0 (0)
不動産業、物品賃貸業	85.5 (80.0)	21 (20)	23 (23)	4 (1)	23 (23)	3 (3)	72.5 (65.5)	8.0 (7.0)	2 (2)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	12 (5)	6 (5)	15.0 (7.5)	0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	722.0 (713.0)	211 (219)	190 (183)	8 (8)	190 (183)	6 (4)	623.0 (632.0)	62.5 (52.0)	16 (13)	0 (0)	30 (28)	1 (0)	34 (29)	5 (0)	36.5 (29.0)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	348.0 (318.5)	38 (35)	81 (66)	7 (6)	81 (66)	21 (15)	150.5 (142.5)	158.5 (153.0)	27 (28)	7 (13)	57 (75)	23 (18)	33 (21)	10 (8)	38.0 (24.0)	0 (0)
生活関連サービス業、娯楽業	484.5 (413.0)	43 (41)	75 (55)	12 (12)	75 (55)	24 (13)	185.0 (155.5)	208.5 (188.5)	40 (40)	6 (4)	110 (106)	21 (13)	40 (43)	66 (38)	73.0 (81.0)	0 (0)
教育、学習支援業	216.5 (210.0)	54 (57)	65 (60)	6 (4)	65 (60)	5 (6)	161.5 (167.0)	9.0 (8.5)	1 (1)	0 (0)	6 (8)	2 (1)	22 (11)	8 (7)	25.0 (14.5)	0 (0)
医療、福祉	2,068.5 (1,815.0)	352 (320)	469 (442)	98 (85)	469 (442)	94 (84)	1,318.0 (1,211.0)	604.5 (491.0)	76 (55)	37 (35)	347 (288)	141 (100)	125 (72)	98 (82)	174.0 (113.0)	0 (0)
複合サービス事業	129.5 (127.0)	43 (42)	29 (32)	4 (3)	29 (32)	1 (1)	118.5 (118.5)	7.0 (6.0)	2 (2)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	3 (1)	0 (1)	3.0 (1.5)	0 (0)
サービス業	1,681.5 (1,389.5)	348 (281)	402 (408)	60 (55)	402 (408)	102 (79)	1,209.0 (1,064.5)	284.5 (230.0)	43 (43)	8 (8)	141 (125)	59 (22)	88 (81)	40 (28)	106.0 (95.0)	0 (0)

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者 である短時間 労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者並びに精神 障害者である 短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規 雇用分			
製造業計	企業 1,071 (987)	人 313,837.0 (320,163.5)	人 1,546 (1,596)	人 52 (47)	人 2,408 (2,384)	人 118 (94)	人 5,611.0 (5,670.0)	人 350.0 (340.5)	% 1.79 (1.77)	企業 473 (498)	% 44.2 (50.5)
食料品・たばこ	企業 112 (107)	人 26,232.5 (25,491.0)	人 84 (88)	人 10 (12)	人 301 (290)	人 33 (28)	人 495.5 (492.0)	人 42.0 (71.0)	% 1.89 (1.93)	企業 59 (62)	% 52.7 (57.9)
繊維・衣服	13 (11)	1,275.0 (1,169.5)	7 (6)	0 (0)	13 (8)	1 (5)	27.5 (22.5)	1.0 (2.0)	2.16 (1.92)	8 (6)	61.5 (64.5)
木材・家具	11 (7)	4,037.5 (3,797.5)	18 (16)	0 (0)	39 (35)	1 (0)	75.5 (67.0)	7.0 (4.0)	1.87 (1.76)	3 (4)	27.3 (57.1)
パルプ・紙・印刷	56 (51)	8,625.0 (9,046.0)	37 (45)	5 (2)	84 (86)	23 (19)	174.5 (187.5)	5.0 (6.0)	2.02 (2.07)	29 (26)	51.8 (51.0)
化学工業	97 (88)	18,122.0 (17,899.0)	73 (66)	5 (5)	153 (143)	6 (3)	307.0 (281.5)	25.5 (24.5)	1.69 (1.57)	42 (44)	43.3 (50.0)
窯業・土石	16 (17)	2,171.5 (2,199.5)	3 (3)	0 (0)	21 (20)	0 (0)	27.0 (26.0)	0.0 (3.0)	1.24 (1.18)	6 (8)	37.5 (47.1)
鉄鋼	20 (18)	2,781.5 (2,718.0)	9 (7)	1 (1)	27 (25)	6 (2)	49.0 (41.0)	2.0 (4.5)	1.76 (1.51)	12 (10)	60.0 (55.6)
非鉄金属	27 (26)	4,638.5 (4,660.5)	15 (14)	3 (2)	37 (36)	3 (3)	71.5 (67.5)	4.0 (5.0)	1.54 (1.45)	14 (15)	51.9 (57.7)
金属製品	99 (79)	11,381.0 (10,367.5)	47 (47)	4 (4)	150 (149)	6 (6)	251.0 (250.0)	10.0 (19.0)	2.21 (2.41)	48 (47)	48.5 (59.5)
電気機械	146 (141)	46,743.5 (44,891.5)	241 (231)	6 (3)	316 (287)	10 (7)	809.0 (755.5)	52.5 (39.5)	1.73 (1.68)	64 (70)	43.8 (49.6)
その他機械	362 (337)	146,282.5 (152,786.5)	780 (787)	13 (13)	968 (993)	19 (17)	2,550.5 (2,588.5)	176.0 (140.0)	1.74 (1.69)	141 (155)	39.0 (46.0)
その他	112 (105)	41,546.5 (45,137.0)	232 (286)	5 (5)	299 (312)	10 (4)	773.0 (891.0)	25.0 (22.0)	1.86 (1.97)	47 (51)	42.0 (48.6)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況 (職の種類別)

区分	① 職業者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2 + b + c d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2 + b + c d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d×0.5				
製造業計	5,611.0 (5,670.0)	1,344 (1,405)	1,489 (1,511)	4,235.5 (4,376.5)	202 (191)	18 (14)	729 (705)	33 (24)	1,167.5 (1,113.0)	190 (168)	36 (25)	208.0 (180.5)				
食料品・たばこ	495.5 (492.0)	47 (49)	105 (94)	211.5 (204.5)	37 (39)	3 (4)	170 (170)	13 (11)	253.5 (257.5)	26 (26)	9 (8)	30.5 (30.0)				
繊維工業	27.5 (22.5)	6 (5)	12 (7)	24.5 (19.5)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)				
木材・家具	75.5 (67.0)	17 (15)	15 (14)	49.5 (44.0)	1 (1)	0 (0)	15 (13)	0 (0)	17.0 (15.0)	9 (8)	0 (0)	9.0 (8.0)				
ハルパ・紙・印刷	174.5 (187.5)	24 (29)	39 (41)	93.5 (103.0)	13 (16)	1 (1)	32 (32)	7 (6)	62.5 (68.0)	13 (13)	11 (7)	18.5 (16.5)				
化学工業	307.0 (281.5)	65 (58)	89 (83)	222.5 (203.0)	8 (8)	2 (1)	57 (55)	3 (2)	76.5 (73.0)	7 (5)	2 (1)	8.0 (5.5)				
窯業・土石	27.0 (26.0)	3 (3)	18 (16)	24.0 (22.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (4)	0 (0)	3.0 (4.0)				
鉄鋼	49.0 (41.0)	7 (5)	17 (16)	34.0 (28.0)	2 (2)	0 (0)	9 (8)	2 (0)	14.0 (12.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)				
非鉄金属	71.5 (67.5)	15 (14)	25 (23)	57.0 (52.0)	0 (0)	1 (1)	9 (10)	3 (3)	11.5 (12.5)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)				
金属製品	251.0 (250.0)	30 (28)	50 (55)	115.5 (116.0)	17 (19)	1 (1)	92 (87)	0 (1)	127.0 (126.5)	8 (7)	1 (1)	8.5 (7.5)				
電気機械	809.0 (755.5)	223 (215)	238 (223)	689.5 (658.0)	18 (16)	4 (1)	49 (46)	1 (0)	89.5 (79.0)	29 (18)	2 (1)	30.0 (18.5)				
その他機械	2,550.5 (2,588.5)	714 (736)	677 (707)	2,119.0 (2,193.5)	66 (51)	5 (4)	220 (216)	1 (1)	357.5 (322.5)	71 (70)	6 (5)	74.0 (72.5)				
その他	773.0 (891.0)	183 (248)	204 (232)	595.0 (733.0)	39 (38)	1 (1)	75 (67)	3 (0)	155.5 (144.0)	20 (13)	5 (2)	22.5 (14.0)				

注 1 (1)④の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上
規模計	2,446 (100.0%)	1,564 (63.9%)	504 (20.6%)	172 (7.0%)	93 (3.8%)	96 (3.9%)	14 (0.6%)	2 (0.1%)	1 (0.0%)
50-56人未満	197 (100.0%)	197 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	195 (99.0%)
56-100人未満	925 (100.0%)	925 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	889 (96.1%)
100-300人未満	920 (100.0%)	356 (38.7%)	436 (47.4%)	99 (10.8%)	28 (3.0%)	1 (0.1%)	—	—	426 (46.3%)
300-500人未満	166 (100.0%)	40 (24.1%)	37 (22.3%)	36 (21.7%)	32 (19.3%)	21 (12.7%)	—	—	1 (0.6%)
500-1,000人未満	138 (100.0%)	34 (24.6%)	18 (13.0%)	22 (15.9%)	25 (18.1%)	35 (25.4%)	4 (2.9%)	—	0 (0.0%)
1,000人以上	100 (100.0%)	12 (12.0%)	13 (13.0%)	15 (15.0%)	8 (8.0%)	39 (39.0%)	10 (10.0%)	2 (2.0%)	1 (1.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

① 機関数 区分	② 法定雇用率の算定基礎となる職員数	③ 雇者の数				④ 実雇用率 $E \div ③ \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員			
県の機関	機関	人	人	人	人	%	機関	%
	4	10,611.0	83	16	144	3.15	4	100.0
	(4)	(10,829.0)	(84)	(17)	(146)	(3.12)	(4)	(100.0)

② 障害種別在職状況

① 雇者の数 区分	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a + b + c + d$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a + b + c + d$	f. うち新規雇用分	f. うち新規雇用分
県の機関	334.5	16	142	15	331.5	人	人	人	人	人	人	人
	(338.0)	(17)	(143)	(12)	(334.0)	(7.0)	(6.0)	(0.0)	(2)	(3)	(2.0)	(0.0)

〔2 (1) ①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用率の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に算定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた雇者の数である。
- 5 () 内は平成24年6月1日現在の数値である（D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ）。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2 (1) ②表の注〕

- 注1 ①欄の「雇者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた雇者の数である。
- 6 () 内は平成24年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

① 機関数 区分	② 法定雇用率の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ③ \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員			
市町村等の機関	35	439	19	768	34	2.18	19	54.3
(35)	(77,019.5)	(433)	(17)	(768)	(29)	(2.16)	(27)	(77.1)

注 2 (1) ①の表と同じ

② 障害種別在職状況

① 障害者の数 区分	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者である短時間勤務職員	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
市町村等の機関	437	19	708	31	2	0	19	1	41	2	42.0	1.5
(1,682.0)	(432)	(17)	(715)	(26)	(1)	(0)	(16)	(2)	(37)	(1)	(37.5)	(2.0)

注 2 (1) ②の表と同じ

3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3%）

① 概況

① 区分	② 法定雇用率の算定基礎となる職員数	③ 雇者の数				④ 実雇用率 $E \div ③ \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者である精神障害者	D. 重度身体障害者及び重度知的障害者である精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A + B + C + D$		
地方独立行政法人等	5	12	0	51	2	76.0	1	20.0
	(5)	(14)	(1)	(58)	(0)	(87.0)	(4)	(80.0)

② 障害種別在職状況

区分	①障害者の数		②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a + b + c + d × 0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a + b + c + d × 0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規 雇用分	
地方独立 行政法人等	9	0	26	1	44.5	3.0	人	人	人	人	人	人	18	1	18.5	0.5	
	(87.0)	(11)	(30)	(0)	(53.0)	(2.0)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(21)	(0)	(21.0)	(10.0)	

〔2 (1) ①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用率の算定基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に算定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 () 内は平成24年6月1日現在の数値である（D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ）。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2 (1) ②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 () 内は平成24年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	10,611.0	334.5	3.15	0.0	
神奈川県知事部局	7,461.0	255.5	3.42	0.0	
神奈川県企業庁	951.5	28.0	2.94	0.0	
神奈川県議会議会局	79.0	2.0	2.53	0.0	
神奈川県警察本部	2,119.5	49.0	2.31	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
神奈川県教育委員会	22,327.5	492.0	2.20	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 市町村等の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	77,019.5	1,682.0	2.18	103.0	
横浜市	34,144.0	725.5	2.12	59.5	特例認定あり(注4)
川崎市	14,440.5	322.0	2.23	10.0	特例認定あり(注4)
横須賀市	2,750.5	64.0	2.33	0.0	特例認定あり(注4)
平塚市	2,033.5	42.0	2.07	4.0	特例認定あり(注4)
鎌倉市	1,280.5	24.0	1.87	5.0	特例認定あり(注4)
藤沢市	2,325.0	52.0	2.24	1.0	特例認定あり(注4)
小田原市	1,597.0	28.0	1.75	8.0	特例認定あり(注4)
茅ヶ崎市	1,804.5	38.5	2.13	2.5	特例認定あり(注4)
逗子市	598.5	12.0	2.01	1.0	特例認定あり(注4)
相模原市	5,851.5	135.5	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
三浦市	373.5	10.0	2.68	0.0	特例認定あり(注4)
秦野市	987.0	22.0	2.23	0.0	特例認定あり(注4)
厚木市	1,576.5	36.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
大和市	1,498.0	38.0	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
伊勢原市	597.0	12.5	2.09	0.5	特例認定あり(注4)
海老名市	644.0	15.5	2.41	0.0	特例認定あり(注4)
座間市	694.0	14.0	2.02	1.0	特例認定あり(注4)
南足柄市	321.0	8.0	2.49	0.0	特例認定あり(注4)
綾瀬市	506.5	10.5	2.07	0.5	特例認定あり(注4)
葉山町	265.0	3.0	1.13	3.0	
寒川町	310.0	12.0	3.87	0.0	
大磯町	228.0	3.0	1.32	2.0	
二宮町	191.0	2.0	1.05	2.0	
中井町	102.0	3.0	2.94	0.0	
大井町	140.5	5.0	3.56	0.0	
松田町	118.0	0.0	0.00	2.0	
山北町	143.0	2.0	1.40	1.0	
開成町	114.0	2.0	1.75	0.0	
箱根町	284.0	6.0	2.11	0.0	
真鶴町	118.0	5.0	4.24	0.0	
湯河原町	226.0	7.0	3.10	0.0	
愛川町	308.0	8.0	2.60	0.0	
清川村	104.5	3.0	2.87	0.0	
神奈川県内広域水道企業団	230.0	6.0	2.61	0.0	
三浦市立病院	114.5	5.0	4.37	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとして
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧（市町村長部局）

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
横浜市	横浜市教育委員会	横浜市水道局	横浜市病院経営局	横浜市交通局	
川崎市	川崎市教育委員会	川崎市水道局	川崎市病院局	川崎市交通局	
横須賀市	横須賀市教育委員会	横須賀市上下水道局			
平塚市	平塚市教育委員会	平塚市民病院			
鎌倉市	鎌倉市教育委員会				
藤沢市	藤沢市教育委員会				
小田原市	小田原市教育委員会	小田原市水道局			
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市教育委員会				
逗子市	逗子市教育委員会				
相模原市	相模原市教育委員会				
三浦市	三浦市教育委員会				
秦野市	秦野市教育委員会				
厚木市	厚木市教育委員会	厚木市病院事業			
大和市	大和市教育委員会				
伊勢原市	伊勢原市教育委員会				
海老名市	海老名市教育委員会				
座間市	座間市教育委員会				
南足柄市	南足柄市教育委員会				
綾瀬市	綾瀬市教育委員会				

(4) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	4,389.0	76.0	1.73	24.0	
横浜市住宅供給公社	139.0	3.0	2.16	0.0	
川崎市住宅供給公社	87.5	0.0	0.00	2.0	
神奈川県住宅供給公社	103.0	1.5	1.46	0.5	
公立大学法人横浜市立大学	2,449.5	47.5	1.94	8.5	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	1,610.0	24.0	1.49	13.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

障害者雇用率の見直し

障害者雇用率は、少なくとも5年ごとに、労働者と失業者の総数に対する身体又は知的障害者である労働者と失業者の総数の割合の推移を勘案して、政令で定めることとなっている。

平成24年は、前回(19年)の見直しから5年が経過していることから、必要な調査を行った結果、政令を改正し、平成25年4月1日から障害者雇用率を引き上げることになった。

* 平成24年6月 政令改正・公布

○ 引き上げ後の雇用率(平成25年4月1日施行)

事業主区分	雇用率	
	平成10年7月1日～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日以降
民間企業(※)	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

※ 今回の雇用率の見直しに伴い、障害者を1人以上雇用しなければならない民間企業の範囲が、従業員56人以上から50人以上となった。